

助成金名称	新設・改正	改正時期	改正の概要
労働移動支援助成金	改正・新設	施行:4月1日	<p>○労働移動支援助成金に係る整理統合                      再就職支援奨励金⇒再就職支援コース                      受入れ人材育成支援奨励金(早期受入れ支援)                      ⇒早期雇入れ支援コース                      受入れ人材育成支援奨励金(人材育成支援)                      ⇒人材育成支援コース                      キャリア希望実現支援助成金(生涯現役移籍受入支援)                      ⇒廃止                      キャリア希望実現支援助成金(移籍人材育成支援)                      ⇒移籍人材育成支援コース</p> <p>○再就職支援コースの拡充                      休暇付与支援の対象者のうち離職の日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に再就職を実現した場合、10万円/人を上乗せ</p> <p>○早期雇入れ支援コースの拡充                      特例事業主が特例対象者を雇入れ、かつ、12か月以内に毎月決まって支払われる賃金を2%以上増加させた場合、助成金額を優遇する⇒40万円(採用後6か月)+60万円(採用後1年後)</p> <p>○人材育成支援コースの拡充                      特例事業主が特例対象者を雇入れ、かつ、12か月以内に毎月決まって支払われる賃金を2%以上増加させた場合、助成金額を優遇する⇒OJT:@1000円/人・時、Off-JT:@1100円/人・時+訓練実費相当額上限50万円</p> <p>○移籍人材育成支援コースの改正                      ・Off-JTに対する支給額                      賃金助成:一人につき800円/時⇒900円/時(特例事業主が特例対象者に訓練を行った場合1000円)                      経費助成:上限30万円(特例事業主が特例対象者に訓練を行った場合40万円)                      ・OJTに対する支給額                      賃金助成:一人につき700円/時⇒800円/時(特例事業主が特例対象者に訓練を行った場合900円)                      ・特例事業主が特例対象者に訓練を行い、かつ、12か月以内に毎月支払われる賃金を2%以上増加させた場合の優遇                      ⇒Off-JT賃金助成一人につき1100円/時 Off-JT経費助成の上限50万円 OJT賃金助成一人につき1000円/時</p> <p>○中途採用拡大コースの新設                      中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の向上または、②45歳以上を初めて雇用)し、生産性を向上させた事業主に対して助成する                      助成金額 ①の場合、50万円 ②の場合60万円</p>
65歳超雇用推進助成金	改正	施行:4月1日	<p>○65歳超雇用推進助成金に係る整理統合                      高年齢者雇用安定助成金を65歳超雇用推進助成金に統合                      65歳超雇用推進助成金                      ⇒65歳超継続雇用促進コース                      高年齢者雇用安定助成金(高年齢者活用促進コース)                      ⇒高年齢者雇用環境整備支援コース                      高年齢者雇用姉妹地助成金(高年齢者無期雇用転換コース)                      ⇒高年齢者無期雇用転換コース</p> <p>○高年齢者雇用環境整備支援コース及び高年齢者無期雇用転換コースの支給額に生産性要件を導入し、生産性要件を満たす場合は、助成率等を優遇</p>

助成金名称	新設・改正	改正時期	改正の概要
特定求職者雇用開発助成金	改正・新設	施行:4月1日 (一部5月1日)	<p>○特定求職者雇用開発助成金に係る整理統合            特定就職困難者雇用開発助成金            ⇒特定就職困難者コース            高齢者雇用開発特別奨励金⇒生涯現役コース            生活保護受給者等雇用開発助成金            ⇒生活保護受給者等雇用開発コース            発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金            ⇒発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース            被災者雇用開発助成金⇒被災者雇用開発コース            障害者初回雇用奨励金⇒障害者初回雇用コース            三年以内既卒者等採用定着奨励金            ⇒三年以内既卒者等雇用定着コース(5月1日施行)</p> <p>○三年以内既卒者等採用定着コースの要件変更(5月1日施行)            既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集(高校中退者が応募可能な高卒求人の申込み)を行っていないことの要件を撤廃し、既卒者等(高校中退者)を新卒枠で初めて雇い入れた事業主に対して助成する。</p> <p>○長期不安定雇用者雇用開発コースの新設            いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、長期にわたり不安定雇用を繰り返すもの(※)を正規雇用労働者として雇い入れた事業主に対して助成する。            ※次のいずれにも該当するもの            ①雇入れ日現在の満年齢が35歳以上60歳未満の者            ②雇入れの日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職又は転職を繰り返している者            助成金額 一人あたり60万円(中小企業以外50万円)</p>
地域雇用開発助成金(地域雇用開発奨励金)	改正	施行:4月1日	<p>○地域雇用開発助成金に係る整理統合            地域雇用開発奨励金⇒地域雇用開発コース            沖縄若年者雇用促進奨励金⇒沖縄若年者雇用促進コース</p> <p>○地域雇用開発コースの対象地域に係る改正            奄美群島、小笠原諸島及び特定有人国境離島地域について、雇用情勢にかかわらず、地域雇用開発コースの対象地域とする</p>
トライアル雇用奨励金	改正	施行:4月1日	<p>○トライアル雇用奨励金に係る整理統合            トライアル雇用奨励金⇒一般トライアルコース            障害者トライアル雇用奨励金⇒障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース            上記3コースを合わせて、トライアル雇用助成金とする。</p>
障害者雇用安定助成金	改正・新設	施行:4月1日	<p>○障害者雇用安定奨励金に係る整理統合            障害者雇用安定奨励金を障害者雇用安定助成金とし、障害者職場復帰支援助成金を廃止し、障害者雇用安定助成金に統合。            障害者職場定着支援奨励金⇒障害者職場定着支援コース            障害者職場復帰支援助成金            ⇒障害者職場定着支援コースに含む            訪問型職場適応援助即支援助成金            ⇒障害者職場適応援助コース            企業在籍型職場適応援助促進助成金            ⇒障害者職場適応援助コース</p>

助成金名称	新設・改正	改正時期	改正の概要		
障害者雇用安定助成金	改正・新設	施行:4月1日	<p>○障害者職場定着支援コースの新設 障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して助成する。</p> <p>①柔軟な時間管理・休暇取得⇒一人につき8万円(6万円)</p> <p>②短時間労働者の勤務時間延長措置 ・重度障害者等 勤務時間の延長に応じて、27万円または54万円(20万円または40万円) ・重度障害者等以外 勤務時間の延長に応じて、20万または40万円(15万円または30万円)</p> <p>③正規・無期転換 ・重度障害者等 雇用形態に応じて、60万円または120万円(45万円または90万円) ・重度障害者以外 雇用形態に応じて、45万円または90万円(33万円または67.5万円)</p> <p>④職場支援員の配置 ・雇用契約または業務委託による場合、一人につき4万円(3万円)。短時間労働者は2万円(1.5万円) ・委嘱による支援1回あたり1万円</p> <p>⑤職場復帰支援⇒一人につき月額6万円(4.5万円)</p> <p>⑥社内理解の促進 上記①～⑥の( )内はすべて中小企業以外</p> <p>○障害・治療と仕事の両立支援制度助成コースの新設 障害のある労働者または反復・継続して治療が必要となる傷病を負った労働者の雇用維持を図るため、労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する事業主に対して助成する。 制度整備助成 10万円</p>		
キャリアアップ助成金	改正・新設	施行:4月1日	<p>○全てのコースで生産性要件が設定</p> <p>○キャリアアップ助成金に係る整理統合 コース区分が3コースから8コースへ 助成額 1事業所当たり38万円&lt;48万円&gt;(28.5万円&lt;36万円&gt;)</p> <table border="1" data-bbox="782 1271 1406 1613"> <tr> <td data-bbox="782 1271 1063 1613"> <p>①正社員化コース</p> <p>②人材育成コース</p> <p>③処遇改善コース a賃金規定等改正 b共通処遇推進制度 (a)健康診断制度 (b)賃金規定等共通化 c短時間労働者の労働時間延長</p> </td> <td data-bbox="1063 1271 1406 1613"> <p>①正社員化コース</p> <p>②人材育成コース</p> <p>③賃金規定等改定コース</p> <p>④健康診断制度コース</p> <p>⑤賃金規定等共通化コース</p> <p>⑥諸手当制度共通化コース(新設)</p> <p>⑦選択的適用拡大導入時処遇改善コース(新設)</p> <p>⑧短時間労働者労働時間延長コース</p> </td> </tr> </table> <p>○正社員化コースの拡充 正規雇用労働者に「多様な社員(勤務地・職務限定・短時間正社員)」を含め、多様な正社員へ転換した場合の助成額を増額 無期から多様へ1人当たり40万円(30万円)⇒無期から正規へ1人当たり57万円&lt;72万円&gt;(42.75万円&lt;54万円&gt;) 無期から多様へ1人当たり10万円(7.5万円)⇒無期から正規へ1人当たり28.5万円&lt;36万円&gt;(21.375万円&lt;27万円&gt;) ※&lt;&gt;は生産性要件該当、( )内は大企業の額</p>	<p>①正社員化コース</p> <p>②人材育成コース</p> <p>③処遇改善コース a賃金規定等改正 b共通処遇推進制度 (a)健康診断制度 (b)賃金規定等共通化 c短時間労働者の労働時間延長</p>	<p>①正社員化コース</p> <p>②人材育成コース</p> <p>③賃金規定等改定コース</p> <p>④健康診断制度コース</p> <p>⑤賃金規定等共通化コース</p> <p>⑥諸手当制度共通化コース(新設)</p> <p>⑦選択的適用拡大導入時処遇改善コース(新設)</p> <p>⑧短時間労働者労働時間延長コース</p>
<p>①正社員化コース</p> <p>②人材育成コース</p> <p>③処遇改善コース a賃金規定等改正 b共通処遇推進制度 (a)健康診断制度 (b)賃金規定等共通化 c短時間労働者の労働時間延長</p>	<p>①正社員化コース</p> <p>②人材育成コース</p> <p>③賃金規定等改定コース</p> <p>④健康診断制度コース</p> <p>⑤賃金規定等共通化コース</p> <p>⑥諸手当制度共通化コース(新設)</p> <p>⑦選択的適用拡大導入時処遇改善コース(新設)</p> <p>⑧短時間労働者労働時間延長コース</p>				

助成金名称	新設・改正	改正時期	改正の概要
キャリアアップ助成金	改正・新設	施行:4月1日	<p>○人材育成コースの改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年度1事業所の支給限度額 500万円⇒1,000万円</li> <li>・中期的キャリア形成訓練様式が一般職業訓練と統合</li> </ul> <p>○諸手当制度共通化コースの新設</p> <p>有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成(1事業所当たり1回のみ)</p> <p>助成額 1事業所当たり38万円&lt;48万円&gt;(28.5万円&lt;36万円&gt;)</p> <p>○選択的適用拡大導入時処遇改善コースの新設</p> <p>労使合意に基づく社会保険の適用拡大措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成(1事業所当たり1回のみ、支給申請上限人数30人まで、平成32年3月末までの暫定措置)</p> <p>助成額 基本給の増額割に応じて1人当たりの支給額変動</p>
職場定着支援助成金	改正	施行:4月1日	<p>○職場定着支援助成金に係る整理コース化</p> <p>個別企業助成コースの中にあつた各制度助成を、雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、保育労働者雇用管理制度助成コース、介護労働者雇用管理制度助成コースの4コースに分類</p> <p>○各コースの目標達成助成金額を見直し生産性要件を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用管理制度助成コース目標達成助成 60万円⇒57万円&lt;72万円&gt;</li> <li>・介護福祉機器助成コース目標達成助成 無⇒導入費用の20%&lt;35%&gt;</li> <li>・保育労働者雇用管理制度助成コース及び介護労働者雇用管理制度助成コース</li> </ul> <p>目標達成 第1回60万円、第2回90万円⇒第1回57万円&lt;72万円&gt;、第2回85.5万円&lt;108万円&gt;</p> <p>○介護福祉機器助成コースの改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職率の低下が目標達成助成支給要件に追加(30%以下)</li> <li>・対象機器の削減</li> </ul> <p>⇒自動排泄処理機・車いす体重計を対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの改善率を60%⇒70%へ引き上げ、回収率80%以上を追加</li> </ul>
人事評価改善等助成金	新設	施行:4月1日	<p>○人事評価改善等助成金の新設</p> <p>事業主が生産性向上のため賃金表とリンクした人事評価制度を整備・実施し、1年後に生産性要件を満たし、離職率を目標以上に低下させ、賃金を2%以上増加させた事業主に助成</p> <p>制度整備助成 50万円、目標達成助成 80万円</p>
生涯現役起業支援助成金	改正	施行:4月1日	<p>○支給要件の改正</p> <p>計画書に定めた期間内に対象労働者を1定数以上新たに雇い入れる</p> <p>60歳以上2名又は40歳以上60歳未満3名以上</p> <p>⇒60歳以上1名以上、40歳以上2名以上又は40歳未満3名以上</p>

助成金名称	新設・改正	改正時期	改正の概要
人材開発支援助成金	改正・新設	施行:4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キャリア形成促進助成金から名称変更</li> <li>○全てのコースで生産性要件を設定</li> <li>○人材開発支援助成金に係る整理統合 コース区分:16コース → 4コース</li> <li>○一般企業型訓練コース → 一般訓練コースに名称変更 さらに事業主団体等も助成対象</li> <li>○若年人材育成訓練コース、グローバル人材育成訓練コース、 熟練技能育成・承継訓練コースと雇用型訓練コースを統合 → 特定訓練コース、さらに事業主団体等も助成対象</li> <li>○教育訓練・職業能力評価制度コースを廃止。 セルフ・キャリアドッグ制度、育訓練休暇等制度を統合 → キャリア形成支援制度導入コース、また助成対象を中小企業 事業主に限定</li> <li>○技能検定合格奨励金制度コースの新設、社内検定制度コース 業界検定制度コースを統合 → 職業能力検定制度導入コース、また助成対象を中小企業 及び事業主団体等に限定 (業界検定制度は事業主団体に限定)</li> <li>○特定訓練コースの改正 助成金対象期間の要件20時間以上 → 10時間以上緩和 支給限度額1000万円</li> </ul>
建設労働者確保育成助成金	改正・新設	施行:4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産性要件の設定 ・対象外コース:若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース 建設、建設広域教育訓練コース、作業員宿舍等設置助成コース</li> <li>○建設労働者確保育成助成金に係るコース新設・改正 コース区分:6コース → 9コース</li> <li>○認定訓練コースの改正 賃金助成:一人あたり日額5,000円 ⇒日額4,750円(6000円)</li> <li>○技能実習コースの改正 【経費助成】 ・中小建設事業主:支給対象経費の9/10(委託費は4/5) →雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主:支給対象 経費の3/4(9/10) 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主:支給対象 経費の3/5(3/4) ・中建設事業主以外の建設事業主:支給対象経費の1/2(女性の み) →支給対象経費の9/20(3/5)(女性のみ) ・中小建設事業主団体:支給対象経費の9/10(委託費は4/5) →支給対象経費の4/5 【賃金助成】 ・中小建設事業主:一人あたり日額8,000円 →雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主:一人あた り日額7,600円(9,600円) 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主:一人あたり 日額6,650円(8,400円)</li> </ul>

助成金名称	新設 ・改正	改正時期	改正の概要
建設労働者確保育成助成金	改正・新設	施行:4月1日	<p>○雇用管理制度助成コースの改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業主:建設事業主 ⇒中小建設事業主</li> <li>・算定対象者:若年労働者 ⇒若年労働者及び女性労働者</li> <li>・助成額:計画期間終了から1年経過後の入植率目標を達成した場合60万円 ⇒計画期間終了から1年経過後の入植率目標を達成した場合57万円&lt;72万円&gt;</li> <li>計画期間終了から3年経過後の入植率目標を達成した場合85.5万円&lt;108万円&gt;</li> </ul> <p>○登録基幹技術者の処遇向上支援助成コースの改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人あたり年額10万円 ⇒一人あたり年額9.5万円&lt;12万円&gt;</li> </ul> <p>○若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コースの改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小建設事業主:支給対象経費の2/3 ⇒支給対象経費の3/5&lt;3/4&gt;</li> <li>・中小建設事業主以外の建設事業主:支給対象経費の1/2 ⇒支給対象経費の9/20&lt;3/5&gt;</li> </ul> <p>○女性専用作業員施設設置助成コースの改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象経費の2/3 ⇒支給対象経費の3/5&lt;3/4&gt;</li> </ul> <p>○若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コースの新設</p> <p>若年者または女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用を行い、トライアル雇用助成金の支給を受けた中小建設企業事業主に対して、一人あたり月額最大4万円&lt;最長3か月&gt;を助成</p>